

受給者だより

Vol. 30

平成17年5月
発行／東日本硝子業厚生年金基金

CONTENTS

特集	当基金の給付減額について	1
事業状況	平成17年3月末現在の事業状況	2
	平成17年度の予算・事業計画が承認されました	3
解説	平成17年4月から在職老齢年金が変わりました	4
	年金と税金	5
年金受給コーナー	現況届の提出／住所・受取機関の変更／失業給付受給中の方へ／ 在職中65歳になったら	6
お知らせ	個人情報保護管理規程を制定しました	7

当基金の給付減額について

～平成17年4月1日前に受給権を得ている年金受給者の方については対象となりません～

平成15年度決算において累積不足は約52億円に達し、これを解消するため1.4%の掛金の引上げが必要となりました。この掛金の引上げは、全額事業主負担となっており、事業主負担を軽減するため、給付減額を実施することとなり、昨年10月から加入員の皆様に同意書の提出をお願いしてまいりました。

お陰様で、全加入員の80%以上のご同意をいただくことができました。

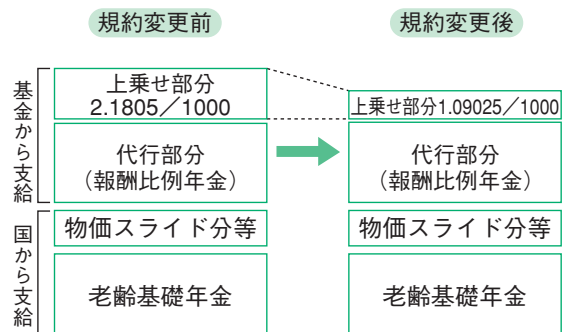
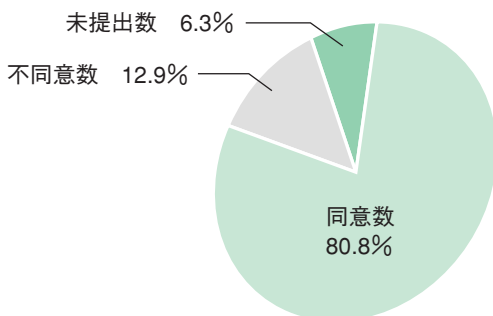
その結果、全加入員の3分の2の同意という条件を

満たしましたので、給付減額に必要な規約変更を行い、平成17年4月1日から実施しています。

今回の給付減額は、上乘せ部分の給付率を50%減額する内容となっていますが、平成17年4月1日前に受給権を得ている年金受給者の方は対象となりません。

ただし、在職受給者の方については、平成17年4月以降の期間については、減額の対象となります。

■ 給付減額に対する加入員の同意割合
(平成17年1月31日現在)



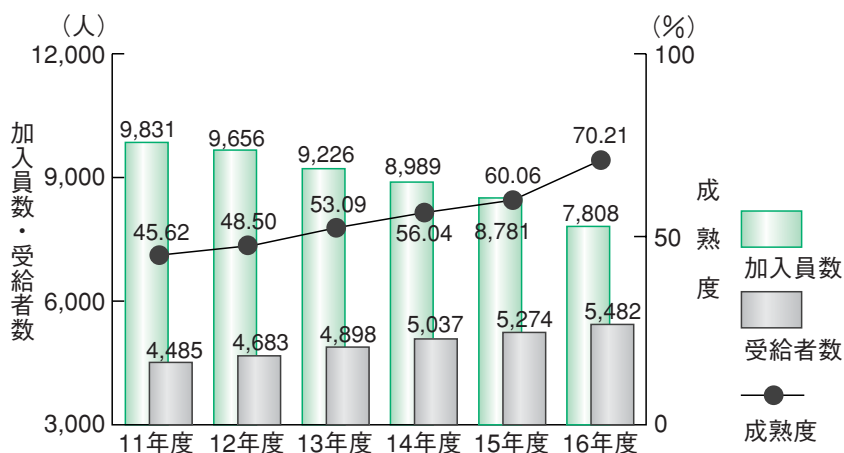
基金の退職年金＝平均報酬標準給与月額×生年月日別の給付乗率×加入員期間(月数)＋代行部分の年金額

事業状況

平成17年3月末現在の事業状況

		対前年度・増減
事業所数	251事業所	△10事業所
加入員数	7,808人(男子 5,490人 女子 2,318人)	△973人
平均標準給与月額	308,442円(男子 344,632円 女子 222,728円)	△3,482円
年金受給権者数	5,482人(男子 3,602人 女子 1,880人)	208人
平均年金額	444,573円(男子 539,366円 女子 262,953円)	12,799円
慶弔金支給件数・額	86件 162万円	△20件 △150,000円
みやぎの山荘利用者数	3,344人	△670人

● 成熟度（受給者数／加入員数） 70.21%

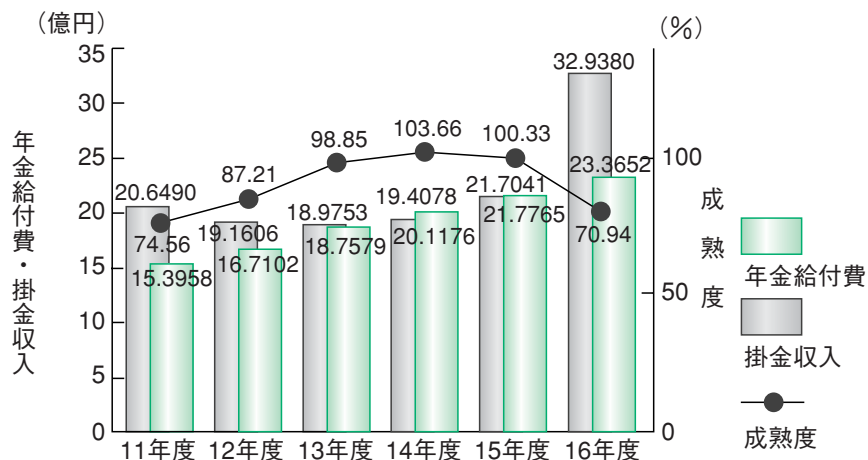


● 成熟度とは

年金制度の状況が、どの程度のレベルであることを示す概念です。通常は、毎年の掛金の収入額に対する給付総額の割合や、受給者数の加入員数に対する割合で表します。

※平成16年度の状況は加入員1.42人で受給者1人を支える状況です。

● 成熟度（年金給付費／掛金収入） 70.94%



(注) 平成16年度の掛金収入には、脱退事業所からの特別掛金148,551,147円を含む。

※平成16年度の年金給付費は掛金収入の約71%に相当する状況です。

平成17年度の予算・事業計画が承認されました

平成17年2月9日に開催された第84回代議員会において、平成17年度の予算及び事業計画が承認されました。

平成17年度の予算は、マイナス運用からの脱却や平成16年の年金制度改正による財政の中立化の実現などにより、別途積立金及び当年度剰余金を見込んでいます。しかし、当基金の年金財政は、成熟度の高騰や加入員数の減少などにより、財政負担は限界状況にあり、給付減額の実施及び財政の中立化以降においても、なお厳しいものがあります。

平成17年度費用勘定		平成17年度収益勘定	
経常収支（年金給付費等）	28億6千8百万円	経常収支（掛金・運用収益等）	38億3千3百万円
特 別 収 支	58億8千9百万円	特 別 収 支	1百万円
数 理 的 評 価 の 変 動	328億5千7百万円	数 理 的 評 価 の 変 動	378億3千4百万円
合 計	416億1千4百万円	合 計	416億6千8百万円

平成17年度事業計画

厚生年金基金の事業運営については、マイナス運用からの脱却模様や年金制度改正による財政中立化の実現などにより、その環境は明るくなってきた感があります。しかし、当基金の年金財政は、多大な不足金を抱えるとともに、成熟度の高騰や加入員数の減少などにより、財政負担は限界状況にあり、給付減額の実施及び財政の中立化以降においても、なお厳しいものがあります。

このような実態の中で、将来にわたり加入員の年金受給権の確保と福祉の維持向上を目指していくためには、事業主・加入員の負担増の抑制に配慮し、工夫と万全な事業の展開に努め、制度の推移に注視していくことが肝要かと考えます。

このため、平成16年の年金改正事項を含め、固定的な業務の円滑・適正な処理に努めるとともに、事業実施内容の分析・改善に心がけることはもとより、特に年金資産の運用にあたっては、常により効率的な運用が図られるよう十分に配慮し、財政の健全化に資することとします。

資産運用方法の見直しについて

年金資産の運用方法の実態ならびに平成16年の厚生年金保険法の改正による財政の中立化の実現なども踏まえ、より効率的な資産運用を図るため、資産運用についての見直しを行いました。資産運用方法の見直しにより、平成17年4月より右記の体制で年金資産の運用にあっています。

運用機関	シェア率	資産配分				
		国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	その他
りそな信託	43%	46%	16%	14%	12%	12%
みずほ信託	10%	100%	—	—	—	—
UFJ信託	10%	100%	—	—	—	—
東京海上アセット	5%	100%	—	—	—	—
三井アセット信託	6%	—	100%	—	—	—
シュローダー	6%	—	100%	—	—	—
大和住銀	6%	—	100%	—	—	—
三菱信託	2%	—	—	100%	—	—
パークレイズ	6%	—	—	—	100%	—
ニッセイアセット	6%	—	—	—	100%	—

働きながら年金を受ける60歳代前半の人に

平成17年4月から 在職老齢年金が変わりました



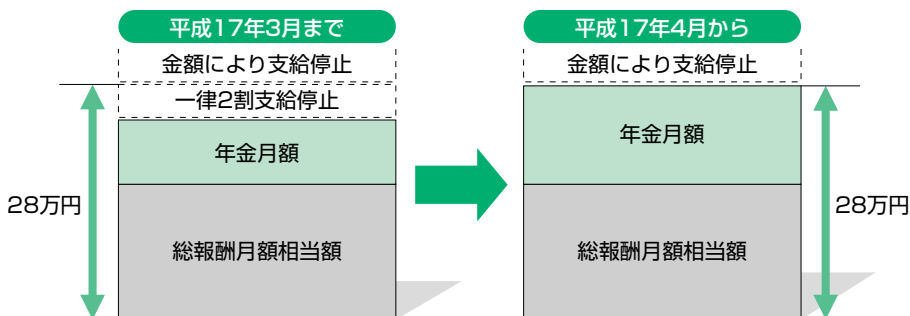
今年4月から、60歳代前半で働き、厚生年金に加入している人の年金のしくみ（在職老齢年金）が変更されました。平成16年の年金制度改正により変更されたもので、これまで年金の一律2割が支給停止され、報酬と年金額によりさらに支給停止されていましたが、この一律2割の支給停止が廃止されることとなりました。

報酬と年金の合計額が28万円以下なら年金は支給停止されない

60歳以上65歳未満の人の場合、これまでは、国の年金、基金の年金ともに一律2割がまず支給停止され、残りの8割の年金月額と総報酬月額相当額※の合計額が28万円を超えると、さらに支給停止が行われていました。4月からは、一律2割の支給停止が廃止されたため、年金月額と総報酬月額相当額の合計が28万円以下の人には年金を全額受けられることとなりました。今後は合計額が28万円を超える人が年金の一部または全

部を支給停止されることとなります。

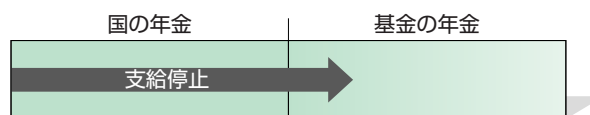
※総報酬月額相当額…その月の標準報酬月額（月給）にその月以前1年間に受けた標準賞与額（賞与）の総額を12で除した額を加えた額。



支給停止は国の年金から行われ、基金の年金へも影響する

在職老齢年金制度による年金の支給停止は、基金の加入期間も含めた全体の期間で支給停止額が計算されます。支給停止が行われる場合には、まず国の年金から支給停止が開始され、支給停止額が国の年金額を超える場合は、基金の年金につい

ても支給停止が行われます。



60歳以上65歳未満の在職老齢年金制度による年金支給停止額（年額）の計算

年金月額＋総報酬月額相当額が28万円以下の場合

支給停止はありません

年金月額＋総報酬月額相当額が28万円を超え…

●年金月額が28万円以下、総報酬月額相当額が48万円以下の場合

$$\text{支給停止額} = (\text{総報酬月額相当額} + \text{年金月額} - 28\text{万円}) \times \frac{1}{2} \times 12$$

●年金月額が28万円以下、総報酬月額相当額が48万円超の場合

$$\text{支給停止額} = \{(48\text{万円} + \text{年金月額} - 28\text{万円}) \times \frac{1}{2} + (\text{総報酬月額相当額} - 48\text{万円})\} \times 12$$

●年金月額が28万円超、総報酬月額相当額が48万円以下の場合

$$\text{支給停止額} = (\text{総報酬月額相当額} \times \frac{1}{2}) \times 12$$

●年金月額が28万円超、総報酬月額相当額が48万円超の場合

$$\text{支給停止額} = \{48\text{万円} \times \frac{1}{2} + (\text{総報酬月額相当額} - 48\text{万円})\} \times 12$$

※支給停止の基準額となっている28万円・48万円は、ともに平成17年度価格です。平成17年度以後の各年度の再評価率の改定率または名目賃金変動率を乗じて1万円単位で変動した場合は改定されます。

国と基金の年金については、雑所得として所得税がかかり、その支払期ごとに源泉徴収されます。ただし、年金額が一定以下の場合、源泉徴収されません。

●年金給付には所得税がかかる

国の老齢基礎年金・老齢厚生年金・特別支給の老齢厚生年金、基金の年金など、老齢（退職）を支給事由とする年金給付は、所得税法上の規程により「公的年金等に係る雑所得」として課税の対象となります。

なお、国の障害年金や遺族年金については、非課税となっています。

●年金の源泉徴収

年金の支払を行う社会保険庁や基金では、支払期月ごとにあらかじめ所得税を源泉徴収して、受給者に支払っています。ただし、年金額（年金支払額）が右の表の一定額に満たないときは、源泉徴収が行われません。

	65歳未満	65歳以上
国の年金	108万円	158万円
基金の年金	108万円	80万円

※受給者の年齢については、その年の12月31日現在で見ます。

●扶養親族等申告書の提出

源泉徴収の対象となる人で、公的年金等控除、配偶者控除などの各種控除を受けるためには「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出する必要があります。ただし、国と基金など2つ以上の年金を受けている人や、年金のほかに給与所得などがある人などは、控除の重複を避けるために、いずれか一方（例えば、社会保険庁）へ申告してください。

「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」は、毎年11月中旬頃に社会保険庁から送付されますので、12月の指定された期限までに提出してください。

なお「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出していない場合は、一律に7.5%の税金が源泉徴収されます。

※受給者本人が65歳以上の人のうち、その年の所得見積額が1,000万円以下である人に対して適用のあった老年者控除が、平成17年から廃止となりました。

●確定申告での清算

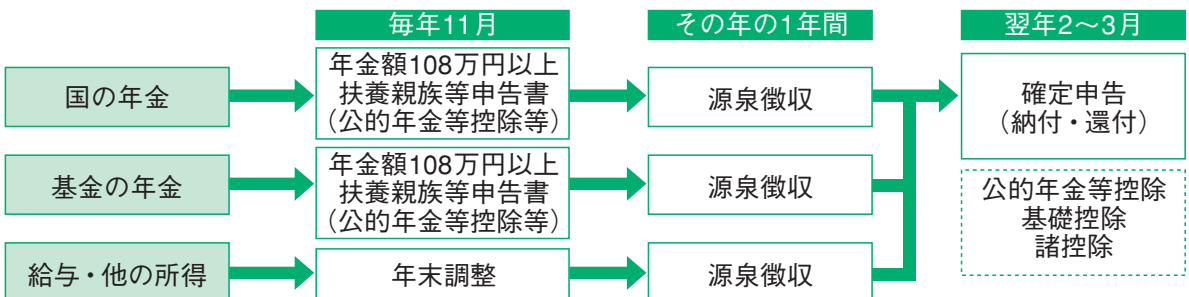
2ヵ所以上から年金を受けている人や、年金以外に給与所得などがある人は、確定申告を行い清算をする必要があります。税額に不足があれば納税し、納めすぎであれば還付を受けることができます。また、確定申告を行えば、住民税の申告も同時に行われるしくみであるため、個別に手続きを行う必要はありません。

なお、年金だけの収入で配偶者のある人は、65歳未満で156万円、65歳以上で201万円までは課税されないことになっています。

●源泉徴収票について

国（社会保険庁）、基金とも1月下旬までに源泉徴収票が受給者あてに送付されます。この源泉徴収票は、確定申告の際に必要となりますので大切に保管してください。

年金にかかる税金について ～申告から納付まで～



※源泉徴収は、65歳以上の人の場合は、国の年金158万円以上、基金の年金80万円以上の人が対象となります。

→年金にかかる税金についての詳細は、最寄りの税務署へお尋ねください。

年金受給コーナー

誕生月は「現況届」の提出月です。忘れずに提出してください。

「現況届」は、年金を引き続き受けるために、毎年提出していただく大切な書類です。提出されなかった場合、年金の支払いが一時差し止めとなりますのでご注意ください。

- 現況届の用紙は、誕生月の前月末頃に送付いたします。
- 現況届の用紙に、受給者本人が記入し当基金へ提出してください。

※市区町村の証明は不要です。

※ご本人が署名できない場合は、親族の方の署名でも結構です。この場合は「代理人署名欄」にご記入ください。

住所や年金の受け取り場所の変更には「異動届」の提出が必要です。

受給者の方が住所を変更したときや年金の受取金融機関を変更される場合は、「受給権者異動届」を提出してください。

※「受給権者異動届」の用紙が必要なときは、当基金までご連絡ください。

4月より個人情報保護法が施行されたため、受取銀行等の変更の際は金融機関の証明印を受けてください。

失業給付（基本手当）を受給中は、基金の年金は全額停止となります。

～雇用保険受給資格者証（写し）の提出～

男子は昭和13年4月2日、女子は昭和14年4月2日以後に生まれた方については、雇用保険の失業給付（基本手当）を受けている場合は、年金の支払いは全額停止となります。

国から厚生年金を受けている方についての雇用保険の情報は、公的機関からの提供を求めています。情報提供の時期などにより、年金の払い過ぎが発生したり、停止の解除の時期が遅れるなど、ご迷惑をおかけすることがあります。

ハローワーク（職業安定所）に求職の申し込みをされたときや、失業給付（基本手当）の受給が終了したときは、当基金へのご連絡をお願いいたします。ご連絡にあたりましては「雇用保険受給資格者証」の写し（全記録）をご提出くださいますようお願いいたします。

当基金の在職老齢年金を受けている方は、65歳になったら「改定届」を基金に提出してください。

～60歳から64歳で基金の在職老齢年金を受けている方～

当基金から65歳前に在職老齢年金を受けている方は、65歳になると年金額の改定を行います。

65歳に達した月の翌月に該当者あて「改定事由該当届」の用紙を送付いたします。次の書類を添付のうえご提出ください。

- ①退職年金証書（基金が発行した年金証書）
- ②「国民年金・厚生年金保険年金証書」の写し
- ③「国民年金・厚生年金保険裁定通知書・支給額変更通知書」の写し（65歳に達した月の翌月頃に社会保険業務センターから送付されます）

平成17年4月スタート

個人情報保護管理規程を制定しました

平成17年4月から個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）が全面施行されました。個人情報は、その性質上いったん誤った取り扱いをされると個人に取り返しのつかない被害を及ぼすおそれがあることから、個人の権利や利益を保護するこ

とを目的に個人情報保護法が定められたものです。当基金においても、加入員、年金受給待期者及び受給者の個人情報の漏洩・滅失・毀損等を防止し、個人情報保護の徹底を図ることを目的として「個人情報保護管理規程」を制定しました。

個人情報とは

氏名・生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいいます。個人の身体・財産・社会的地位・身分等の属性に関する情報であっても、氏名等と一体になって特定の個人を識別できるものであれば個人情報にあたります。また、他の情報と容易に照合することができ、それにより識別が可能となる場合も個人情報にあたります。

■法令・ガイドラインにより個人情報取扱事業者に求められる概要

- 1 個人情報の利用目的をできる限り特定し、利用目的に必要な範囲内において取り扱う
- 2 個人情報は適正な方法で取得し、取得時に本人に対して利用目的の通知または公表等をする
- 3 利用目的に必要な範囲で、個人データを正確かつ最新の内容に保つように努める
- 4 個人データの漏洩等を防ぐために安全管理措置を講じ、従業者や委託先に対し必要かつ適切な監督を行う
- 5 あらかじめ本人の同意を得なければ、第三者へ個人データの提供を行わない
- 6 保有個人データについては、本人の求めに応じて開示・訂正・利用停止等を行う
- 7 本人から苦情などがあった場合は、適切かつ迅速な処理に努め、そのために必要な体制を整備する

■当基金における個人情報の取り扱いについて

基金の個人情報保護に対する取り組み姿勢を明確にし、対外的に周知するひとつの手段として個人情報保護管理規程等を制定し、基金の広報誌等に掲載、または基

金の窓口にて備え付けることにより、個人情報の利用目的等を公表することとします。

個人情報取扱事業者の名称	東日本硝子業厚生年金基金	
個人データの利用目的	<ul style="list-style-type: none">●加入員に関する記録の管理●年金給付の管理●裁定請求書の送付●現況届及び支払通知書の送付●会報誌の送付●福利に寄与することが期待できる事業を行う者への提供 利用目的：資料送付宛名の記載 提供項目：住所及び氏名 提供方法：事業責任者への帳票手交	<ul style="list-style-type: none">●加入員記録等の事業主への提供 利用目的：加入員の資格、報酬または掛金に関する管理または届出に係る適正化及び効率化並びに加入員の給付に関する相談に係る利便及び的確化を図るための資料 提供項目：加入員の記録、掛金または給付に関する項目 提供方法：事業主への送付または送信 ※事業者への提供を希望されない場合は、基金までご連絡ください。
個人データの開示等の請求手続	申出先：〒130-0026 東京都墨田区両国4-36-6 東日本硝子業厚生年金基金 提出時の記載事項：開示内容、住所、氏名及び電話番号 本人確認のための添付書類：加入員証の写し (代理人による請求の場合：本人の委任状、代理人の身分証明書) 手数料：実費	
個人情報に関する苦情・相談	面談：当基金事務所 手紙：上記申出先所在地・名称あて 電話：03-3633-6445 FAX：03-3633-7125 電子メール：info@glskkn.com ※面談及び電話による受付時間は、就業時間内です。	

皆様のお越しをお待ちしております

箱根 「みやぎの山荘」

- 申込は当基金事務局まで
TEL 03-3633-6445
- 受付は利用する月の2カ月前の1日から（年末年始10月1日）
- ホームページで空き状況も確認できます。
平日 5,800円 休前日 6,000円



※加入員及び年金受給者の皆様に長らくご愛顧いただいた、
箱根「みやぎの山荘」は、平成17年度をもって閉館する予定となりました。

「年金はいくらもらえるの?」「在職年金はどうなるの?」
「基金や国の年金制度はどんなもの?」など、年金のことならなんでもご相談ください。

年金相談コーナー

来所、電話、ファックス、手紙、
当基金ホームページ等によりご利用ください。

TEL 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125

E-mail info@glskkn.com



ガラス基金ホームページ

アクセスは <http://www.glskkn.com/>

開設内容

- 当基金の事業内容、予算、決算
- 年金相談（24時間受付）
- 箱根「みやぎの山荘」空室状況etc

